

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年9月2日（令和7年8月22日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年9月12日（金） 午前9時30分
 散会 午前10時37分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 課長補佐 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	日高 八重美	6 番	瀧田 均

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和7年第6回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和7年9月12日（金）午前9時30分開議

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願第2号 旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ
運行の実現に向けた請願書

日程第3 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情書

日程第4 陳情第4号 政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求
める陳情

日程第5 認定第1号 令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定

日程第6 発委第3号 認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算に対する
附帯意見の提出

日程第7 認定第2号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第3号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第4号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第5号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第6号 令和6年度邑南町水道事業会計決算の認定

日程第12 認定第7号 令和6年度邑南町下水道事業会計決算の認定

- 日程第13 承認第9号 専決処分の承認
(令和7年度邑南町一般会計補正予算第3号)
- 日程第14 議案第72号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 日程第15 議案第73号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正
- 日程第16 議案第74号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正
- 日程第17 議案第75号 令和7年度邑南町一般会計
補正予算第4号
- 日程第18 議案第76号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第19 議案第77号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第20 議案第78号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第1号
- 日程第21 議案第79号 令和7年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第1号
- 日程第22 議案第80号 令和7年度邑南町下水道事業会計
補正予算第1号
- 日程第23 議案第81号 令和7年度邑南町一般会計
補正予算第5号
- 日程第24 閉会中の継続調査の付託
- 日程第25 議員派遣

令和 7 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程（第 5 号の追加 1）

令和 7 年 9 月 12 日（金）

追加日程第 1 発委第 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出

追加日程第 2 発委第 5 号 政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

【令和7年9月12日（金）】

—— 午前 9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（「おはようございます」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。5番日高議員。6番瀧田議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 請願第2号 旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行の実現に向けた請願書）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2。請願第2号旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行の実現に向けた請願書を、議題といたします。請願第2号につきましては、中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により中村議員を除斥したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

（中村議員退場）

●漆谷議長（漆谷光夫） 今定例会において、請願第2号旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行の実現に向けた請願書が、産業建設常任委員会に付託されております。請願第2号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中産業建設常任委員会委員長。  
（山中産業建設常任委員会委員長登壇）

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 令和7年9月12日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。産業建設常任委員会委員長、山中康樹。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので邑南町議会会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和7年9月2日。件名、旧JR三江線伊賀和志区間の鉄道資産を活用したトロッコ運行の実現に向けた請願書。審査結果、採択。委員会の意見。この請願は、特定非営利活動法人江の川鐵道、理事長日高弘之氏から提出されたもので、現在の宇都井駅公園と口羽駅公園との間にあるJR西日本が所有する旧三江線伊賀和志駅周辺区間、三次市作木町伊賀和志について、三次市とJR西日本との協議を通じて活用できる環境を整えることを求めたものである。当委員会での審査に当たり参考人から意見を聞いたところ、伊賀和志駅周辺区間が使用されることで、三次市・邑南町ともに観光資源として期待できると判断した。以上のことから、町は請願の要旨実現に努力すべきとし、委員会の意見は一致し全員賛成でこの請願は採択とした。措置、願意に沿って請願を町長に送付し措置を求める。以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。  
（山中産業建設常任委員会委員長降壇）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告

は、採択です。したがって討論は、原案である請願第2号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は、採択とすべきものであります。請願第2号に、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

●漆谷議長（漆谷光夫） ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

（中村議員入場）

~~~~~○~~~~~

（日程第3 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情書）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3。陳情第3号免税軽油制度の継続を求める陳情書を、議題といたします。今定例会において、陳情第3号免税軽油制度の継続を求める陳情書が、産業建設常任委員会に付託されております。陳情第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中産業建設常任委員会委員長。

（山中産業建設常任委員会委員長登壇）

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 令和7年9月12日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。産業建設常任委員会委員長、山中康樹。陳情審査報告書。本委員

会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号、陳情第3号。付託年月日、令和7年9月2日。件名、免税軽油制度の継続を求める陳情書。審査結果、採択。委員会の意見。この陳情は、アオイテクノサービス株式会社代表取締役、塩本崇公氏から提出されたもので、冬季の観光産業の重要な柱であるスキー場産業に貢献をしてきた軽油引取税課税免除の特例措置継続を求めたものである。委員からはスキー場産業のみならず、町内において農業や林業・製造業などの産業においても重要なものだとし、委員全員が賛同し採択とした。措置、願意に沿い関係機関に意見書を提出することが適当である。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（山中産業建設常任委員会委員長降壇）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長報告は、採択です。したがって討論は、原案である陳情第3号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。陳情第3号に、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 陳情第 4 号 政府に核兵器禁止条約への参加を求める  
意見書の提出を求める陳情 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 4。陳情第 4 号政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。今定例会において、陳情第 4 号政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情が、総務教民常任委員会に付託されております。陳情第 4 号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 議長、2 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2 番、奈須総務教民常任委員会委員長。  
( 奈須総務教民常任委員会委員長登壇 )

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜）

令和 7 年 9 月 12 日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。総務教民常任委員会委員長、奈須正宜。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号、陳情第 4 号。付託年月日、令和 7 年 9 月 2 日。件名、政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果、採択。委員会の意見。この陳情は、新日本婦人の会邑智支部支部長、石橋由岐子氏から提出されたもので、政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情である。この意見書提出については、令和 3 年 9 月議会に請願として提出された経緯があり、その時点では核兵器のない世界をという趣旨には委員全員賛同したものの、そのときの世界情勢や核不拡散条約を批准しているという日本の立場を考えたときには、直ちに核兵器禁止条約に参加することは難しいとして不採択とした。その後、核兵器使用を示唆したロシアのウクライナへの侵攻等、世界の情勢は急激に変化しており、世界平和が脅かされてきている。そんな中、昨年被爆者の団体である日本被団協にノーベル平和賞が贈られ、世界的な核兵器廃絶への動きが強まってきた。今回改めて提出者の石橋由岐子氏に参考人招致をし、陳情の趣旨を確認した上で、当委員会で審査した結果、陳情の趣旨については十分に理解できる。邑南町は、2005 年非核平和のまち宣言をしていることや、歩こう広島までなどの平和行進などを通じた平和活動を行っており、今後も、被爆者の思いを後世に伝えていくことが求められていることから、

委員会の意見は一致し全員賛成で、この陳情は採択とした。措置、願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当である。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（奈須総務教民常任委員会委員長降壇）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長報告は、採択です。したがって討論は、原案である陳情第4号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。陳情第4号に、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 5 認定第 1 号

令和 6 年度 邑南町 一般会計 歳入 歳出 決算の認定)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 5。認定第 1 号令和 6 年度 邑南町 一般会計 歳入 歳出 決算の認定から、日程第 12。認定第 7 号令和 6 年度 邑南町 下水道事業 会計 決算の認定までを、一括議題といたします。なお、討論採決につきましては、議案ごとに行いますので御承知ください。決算特別委員会の報告を求めます。

●中村決算特別委員会委員長（中村昌史） 議長、9 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 9 番、中村決算特別委員会委員長。

(中村決算特別委員会委員長登壇)

●中村決算特別委員会委員長（中村昌史） 令和 7 年 9 月 2 日の本会議において、本委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 76 条の規定により報告をいたします。審査事案はそこに記載にありますとおり、認定第 1 号令和 6 年度 邑南町 一般会計 歳入 歳出 決算の認定から、認定第 7 号令和 6 年度 邑南町 下水道事業 会計 決算の認定までの 7 件であります。審査日は、9 月 2 日、3 日、5 日、8 日に審査を行っております。審査概要並びに質疑で出された主な意見については、記載をしておりますものを御確認ください。3 ページを御覧ください。附帯意見でございますが、審査の最後に委員間討議で議論をした結果、次の点について意見を付すこととしました。1、委員会での決算審査の内容や監査委員の決算審査意見書の内容を尊重し、来年度予算の編成に当てること。2、決算資料（重点項目の実施状況と評価）については、評価の手法として数値目標にこだわりすぎず、本来の事業目標を見失わないように努めること。また、前年度と成果分析が変わらない事業の無いよう事業の実施に努めること。3、決算審査での答弁は予算の重点項目をしっかり把握し、事前の準備を怠らないこと。以上の 3 点を附帯意見として付すことといたしました。なおこのことにつきましては、既に発委として議長のほうに意見書案として提出しておりますので、後ほど審査のほうよろしくお願ひします。審査結果、付託された議案 7 件について、全て認定すべきものと決定をいたしました。なお、認定第 2 号については賛成多数でございましたが、それ以外の案件については、全員賛成でございました。以上、決算特別委員会の報告といたします。よろしくお願ひします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第7号令和6年度邑南町下水道事業会計決算の認定までについて、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（中村決算特別委員会委員長降壇）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより認定第1号の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第1号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第6 発委第3号 認定第1号 令和6年度邑南町一般会計  
歳入歳出決算に対する附帯意見の提出）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6。発委第3号、認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算に対する附帯意見の提出を、議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●中村決算特別委員会委員長（中村昌史） 議長、9番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 9番、中村決算特別委員会委員長。

( 中村決算特別委員会委員長登壇 )

●中村決算特別委員会委員長(中村昌史) 発委第3号、認定第1号令和6年度邑南町一般会計歳入歳出決算に対する附帯意見の提出についての提案理由の説明を行います。先ほど報告をいたしました令和6年度決算の審査において、決算特別委員会として取りまとめた意見を、議会として議決いただきたく意見として提出するものでございます。次のページに別紙として附帯意見をつけておりますが、先ほど報告いたしました審査結果報告の中で述べました附帯意見をそのまま記載をしておりますので、朗読は省略をいたします。以上、議員諸兄の賛同を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長(漆谷光夫) 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありますか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので、質疑を終わります。

( 中村決算特別委員会委員長降壇 )

●漆谷議長(漆谷光夫) これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありますか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありますか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第3号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、発委第3号は原案のとおり決定いたしました。

●漆谷議長(漆谷光夫) お諮りします。ただいま議決されました発委第3号につきまして、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委

任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 7 認定第 2 号 令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業
特別会計歳入歳出決算の認定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 7。認定第 2 号令和 6 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 認定第 2 号 邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。2024 年 6 月議会では、本算定での調定額は前年より 19.4% の値上げでした。家族の多い家庭ほど負担は多くなり、子育て世帯にとっては暮らしに大きく影響します。決算では、1,900 万円余りの滞納がありました。払いたくても払えない人がいるということです。加入されている対象者の多くは、農業者や自営業者、非正規雇用の皆さんです。物価高騰で生活は追い詰められ、高い国保料を苦勞しながら支払っている人もいます。国保税は、誰もが払える税額でなければなりません。国保は国民皆保険制度を下支えする役割があり、社会保障の制度です。国に対して国保税を引き下げのために、国庫負担を引き上げるよう求め、基金の活用についても検討し、目の前の町民の暮らしを守ることが地方自治体の役割ではないかと思い、認定第 2 号に反対いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第2号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
（ 挙手多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 認定第3号 令和6年度邑南町国民健康保険  
直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第8。認定第3号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第3号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 認定第4号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業

特別会計歳入歳出決算の認定)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 9。認定第 4 号令和 6 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第 4 号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第 4 号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## （ 日程第 10 認定第 5 号 令和 6 年度 邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 10。認定第 5 号令和 6 年度 邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第 5 号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第 5 号は認定することに決

定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 1 認定第 6 号

令和 6 年度 邑南町 水道事業会計決算の認定)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 1。認定第 6 号 令和 6 年度 邑南町 水道事業会計決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第 6 号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第 6 号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 2 認定第 7 号

令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計決算の認定 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 2。認定第 7 号 令和 6 年度 邑南町 下水道事業会計決算の認定の討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。認定第 7 号に、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 承認第9号 専決処分の承認
（令和7年度邑南町一般会計補正予算第3号） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第13。承認第9号専決処分の承認を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。承認第9号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第9号は承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第72号  
邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第14。議案第72号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第72号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第72号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第15 議案第73号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第15。議案第73号邑南町町営住宅管理条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第73号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第16 議案第74号 邑南町フィンランド共和国交流派遣  
貸付基金条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第16。議案第74号邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第74号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第74号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第17 議案第75号

令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第17。議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号について、反対討論を行います。歳入歳出それぞれ、6,038万2,000円の補正が計上されています。そのうち、7款商工費1項商工費の邑南町エアコン等購入支援事業費923万5,000円についてですが、この事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用です。事業の目的には、物価高騰対策として家計支援をして地域内の消費の促進を図ること。消費電力の少ない機器に更新することでエネルギーコストを抑えることが明記されています。反対の理由ですが、熱中症対策としてこの機会に省エネ用のエアコンの購入や買換えを促すとされていますが、そもそもエアコンの買換えを希望している人、新たに購入希望者が町内にどのくらいいらっしゃるのか。申請件数235台についても不確定で納得できる数値ではありません。日々の家計のやりくりをどうしようかと苦心している人は、新たに購入したり買換えはできないと思います。物価高騰対策と言いながらエアコン等の購入に特化した内容では、あまりにも対象範囲が狭く、また全て利用されたとしても全世帯のほんの数%の世帯

にしか対象にならないというこの補正予算案では、多くの町民が納得しないと思います。この交付金は、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう創設されたものです。全世帯を対象の施策として、誰もが平等に給付が受けられるように検討すべきではないでしょうか。以上の理由から、議案第75号の補正予算第4号に反対いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第75号に、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手多数）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第75号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第18 議案第76号 令和7年度邑南町国民健康保険事業  
特別会計補正予算第2号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第18。議案第76号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第76号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第76号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第19 議案第77号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所
事業特別会計補正予算第2号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第19。議案第77号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第77号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第20 議案第78号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算第1号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第20。議案第78号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第78号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第78号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第21 議案第79号 令和7年度邑南町電気通信事業
特別会計補正予算第1号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第21。議案第79号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第79号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第22 議案第80号  
令和7年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第22。議案第80号令和7年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第80号に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第23 議案第81号 令和7年度邑南町一般会計補正予算第5号）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第23。議案第81号令和7年度邑南町一般会計補正予算第5号を議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第81号に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 令和 7 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程 (第 5 号の追加 1) )

( 発委第 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出 )

( 発委第 5 号 政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) ここで、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午前 10 時 18 分 休憩 ——

( 令和 7 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程 (第 5 号の追加 1) 配布

( 発委第 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出 ) 配布

( 発委第 5 号 政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出 ) 配布

—— 午前 10 時 19 分 休憩 ——

~~~~~○~~~~~

(日程の追加 議長発委)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど日程第 3 陳情第 3 号及び日程第 4 陳情第 4 号が可決されましたので、それに関わり産業建設常任委員会から発委第 4 号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出、総務教民常任委員会から発委第 5 号政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出、それぞれ提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として日程の順序を変更し直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、発委第 4 号を日程に追加し追加日程第 1 として、発委第 5 号を日程に追加し追加日程第 2 として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 1 発委第 4 号

## 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第1。発委第4号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中産業建設常任委員会委員長。  
（山中産業建設常任委員会委員長登壇）

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 発議第4号。令和7年9月12日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者産業建設常任委員会委員長、山中康樹。免税軽油制度の継続を求める意見書の提出。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由。免税軽油制度の継続を求める意見書。免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税1リットル当たり32円10銭を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾等で使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められており、これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業や農林業に貢献してきた免税軽油制度は、令和6年度税制改正により令和9年3月31日まで特例措置が延長されております。スキー産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車、除雪機などに使う軽油は免税となっており、この制度が無くなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場経営への影響は深刻です。さらに、現状でさえ経営が困難な農業、林業、水産業、建設業、製造業他においても負担増は避けられず、当該の事業経営への影響は深刻となり、町の経済にも計り知れない影響を与えることになります。よって、政府及び島根県におかれては、観光産業や農林産業等幅広い産業への影響に鑑み免税軽油制度をさらに継続されるよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和7年9月12日。島根県邑南町議会議長、漆谷光夫。地方議会意見提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、島根県知事、以上でございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 10時 25分 休憩 ——

( ただいま暫時休憩としておりましたので、この時間で意見書をお読みください。 )

—— 午前 10時 26分 休憩 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

( 山中産業建設常任委員会委員長降壇 )

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第4号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、発委第4号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第2 発委第5号

政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出)

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第2。発委第5号政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 議長、2番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2番、奈須総務教民常任委員会委員長。
（奈須総務教民常任委員会委員長登壇）

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 発委第5号。令和7年9月12日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者総務教民常任委員会委員長、奈須正宜。政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由。核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書。米国が、1945年8月6日広島に9日長崎に投下した原爆は、街を一瞬のうちに破壊し、その年の末までに21万人の命を奪いました。この世の地獄と言われた惨状を生き延びた人々も、大切な人を亡くした悲しみや自分だけが生き残った罪悪感にさいなまれ、原爆の後遺症、差別や偏見に苦しみながら生きてこられました。今年は広島、長崎への原爆投下から80年、第2次世界大戦終結から80年の年です。しかしながら、国連憲章や国際法、国際人道法に違反する行動や、軍備増強、軍事同盟強化の動きによって、世界が分裂され、核兵器の危険がかつてなく高まるという危機に直面しています。そんな中、昨年被爆者の団体である日本被団協にノーベル平和賞が贈られました。ノーベル委員会のフリードレス委員長は今年7月27日に来日、被爆者に対し、核兵器が実際にどういうものであるか世界がはっきり分かるよう手伝ってくれた。あなた方は世界が必要としている光ですと述べています。核兵器禁止条約は、現在94か国が署名し73か国が批准、国連総会では3分の2の国々が賛同するなど、緊迫する世界情勢の中で希望となっています。我が国の世論調査でも73%が条約参加に賛成と答え、核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、既に全国の自治体の4割を超えています。広島県に接する島根県邑南町は、被爆地の一つ広島市にも近く多くの人的被害者を出しました。2005年には非核平和の町を宣言し、草の根運動から始まった歩こう広島までの迫体験を今日まで継続しており、公民館では被爆地写真パネルの展示、小中学校では被爆者に直接体験を聴いたり、積極的に平和学習に取り組んでいます。こうした背景もあり、被爆80年を迎える今年こそ広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければいけません。よって、日本政府には速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和7年9月12日。島根県邑南町議会議長、漆谷光夫。地方議会意見書提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、以上でございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 10時 33分 休憩 ——

（ ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 ）

—— 午前 10時 34分 休憩 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（ 奈須総務教民常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第5号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、発委第5号は原案のとおり決定いたしました。

（ 挙手全員 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第24 閉会中の継続調査の付託 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第24。閉会中の継続調査の付託を、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、これを閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第25 議員派遣 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第25。議員派遣を、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと存じます。これに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 閉会宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第6回邑南町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前10時37分 閉会 ——